

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第2号

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令

(野田市事務決裁規程の一部改正)

第1条 野田市事務決裁規程(昭和45年野田市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「室及び」を削り、同条第7号中「第4条の2第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第10号を同条第11号とし、同条第9号中「第4条の2第1項」を「第4条第1項」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「第4条の2第2項」を「第4条第2項」に改め、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 室長 野田市行政組織条例第3条の規定による室の長をいう。

第4条第4項中「(室にあつては室長が指名する職員)」を削り、同条第7項中「PR推進室長が不在」を「室長が不在」に、「PR推進室に置く職員のうち上席の職員が、PR推進室長及びPR推進室」を「室に置く職員のうち上席の職員が、室長及び室」に、「PR推進室長が」を「室長が」に改める。

第10条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「PR推進室長」を「室長」に改め、同条第7号中「PR推進室長」を「室長の共通」に改め、同条第9号中「別表第6の4」を「別表第6の5」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「別表第6の3」を「別表第6の4」に改め、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 各室長の専決事項 別表第6の3

別表第1中

「

局、室及び各部(局内の部を除く。)の事務の調整に関すること。
局長、部長(局内の部長を除く。)及び会計管理者の事務引継ぎ
に関すること。
理事、局長、部長(局内の部長を除く。)及び会計管理者の出張
命令及び休暇(介護休暇及び介護時間を除く。)等の承認、勤務

を

を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日
日の指定に関すること。

局、各部（局内の部を除く。）及び室の事務の調整に関すること。
局長、部長（局内の部長を除く。）、会計管理者及び室長の事務
引継ぎに関すること。

理事、局長、部長（局内の部長を除く。）、会計管理者及び室内
職員の出張命令に関すること（別表第6の2に掲げる専決事項に
該当するものを除く。）。

理事、局長、部長（局内の部長を除く。）、会計管理者及び室長
の休暇（介護休暇及び介護時間を除く。）等の承認、勤務を要し
ない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指
定に関すること。

改める。

別表第3中「室及び部内」を「部内」に改め、「次長」の次に「、参与」
を加え、「、部に置く主幹及び室内職員」を「及び部に置く主幹」に、「室
及び部内職員」を「部内職員」に改め、「別表第5」の次に「、別表第6の
2」を加え、「室及び部に」を「部に」に改める。

別表第4中

市政推進室長専決事項	
	秘書及び渉外連絡に関する軽易な事項に関すること。
	所属職員の時間外勤務命令に関すること。
	室に属する物品の管理に関すること。

削り、同表企画調整課の項の次に次のように加える。

広報広聴課	広報活動の実施に関すること。
	軽易な市民相談に関すること。

別表第4 総務課の項中

「
| 軽易な市民相談に関する事。 | を削り、同表管財
」

「
課の項中 | 不用品の処分に関する事。 | を
」

「
| 市有財産の管理計画及び保険契約に関する事。 | に改め、同表公共
| 不用品の処分に関する事。 |
」

「
施設管理課の項を削り、同表商工労政課の項中 商工労政課 を
」

「
商工観光課 に、「商工業に関する」を「商工業及び観光に関する」
」

に改め、同表都市整備課の項中

「
| 土地区画整理事業及び市街地再開発事業に係る啓 | を
| 発に関する事。 |
」

「
| 土地区画整理事業及び市街地再開発事業に係る啓 | に改め、同表梅郷
| 発に関する事。 |
| 市街地再開発事業に係る啓発に関する事。 |
」

駅西土地区画整理事務所の項及び愛宕駅周辺地区市街地整備事務所の項を削り、同表高齢者支援課の項中

「

所管に係る社会福祉法人の定款の変更に関する こと。 介護認定等に係る決定等に関する こと。 滞納者等に係る保険給付の支払方法の変更及び支 払の一時差止に関する こと。 介護報酬の支払に関する こと。 保険給付の償還払に関する こと。
--

を削り、同項の次

」

に次のように加える。

介護支援課	所管に係る社会福祉法人の定款の変更に関する こと。 介護認定等に係る決定等に関する こと。 滞納者等に係る保険給付の支払方法の変更及び支 払の一時差止に関する こと。 介護報酬の支払に関する こと。 保険給付の償還払に関する こと。
-------	--

別表第5中「出張命令に関すること（）」の次に「7級、」を加え、同表の備考中「別表第6の3」を「別表第6の4」に改める。

別表第6企画調整課の項の次に次のように加える。

広報広聴課	市民相談日の設定に関する こと。 市報の配布に関する こと。 広聴活動に関する こと。 広報資料の収集に関する こと。 報道機関との定期的な連絡に関する こと。
-------	---

別表第6総務課の項中

「

市民相談日の設定に関する こと。 広聴活動に関する こと。
--

を削り、同表管財

」

「
課の項中 | 庁舎施設の運用に関すること。 | を
」

「
| 市有財産の取得及び処分決定による権利の保存
| に関すること。
| 市有財産の移転、変更及び消滅等の登録に関する
| こと。
| 市有財産の管理保全に関する定例的なものに関する
| こと。
| 庁舎施設の運用に関すること。 |
」
に改め、同表公共

施設管理課の項を次のように改める。

危機管理課	関係官庁への災害に係る被害状況の報告に関する こと。 調査に基づく罹災証明に関すること。
-------	--

「
別表第6 防災安全課の項を削り、同表中

商工労政課

 を
」

「

商工観光課

 に改め、同表都市整備課の項中
」

「
| 土地区画整理組合に対する技術指導に関するこ
| と。 | を
」

「
| 土地区画整理組合（個人を含む。）に対する技術
| 指導に関すること。 | に改め、同表愛宕
」

「
駅周辺地区市街地整備事務所の項を削り、同表中

高齢者支援課

 を
」

「

介護支援課

 に改める。
」

別表第6の2を次のように改める。

別表第6の2（第10条第7号）

室長の専決事項
<p>所属職員の事務分担に関する事。</p> <p>所属職員の遅刻、早退、欠勤、休暇（介護休暇及び介護時間を除く。）等の承認、勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関する事。</p> <p>所属職員の宿泊を伴わない出張命令に関する事（7級及び6級の職員を除く。）</p> <p>所属職員の時間外勤務に関する事。</p> <p>専用印の管守に関する事。</p> <p>軽易なものの調査、報告、進達及び副申その他これに類するものに関する事。</p> <p>軽易なものの指令、通知、照会、回答及び督促に関する事。</p> <p>主掌業務にかかわる事務所、施設等の管理運営に関する事。</p> <p>主掌業務にかかわる事務所、施設等の一般的な使用許可に関する事。</p> <p>定例若しくは軽易な出版物等の刊行及び配付に関する事。</p> <p>所属室の物品の管守に関する事。</p> <p>主掌事務にかかわる関係機関、団体等との連絡協調に関する定例的な事項に関する事。</p> <p>特に指定されたもの以外の日誌、記録の検閲に関する事。</p> <p>登記事項証明書の交付請求並びに地図等の交付請求及び閲覧請求に関する事。</p> <p>事務処理上必要な資料の収集に関する事。</p> <p>定例的、かつ、疑義又は裁量の余地のない事項の処理に関する事。</p> <p>その他軽易又は定例の事務処理で前各項に準ずる行為に関する事。</p>

別表第6の4中「第10条第9号」を「第10条第10号」に改め、同表を別表第6の5とする。

別表第6の3中「第10条第8号」を「第10条第9号」に改め、同表を別表第6の4とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第6の3（第10条第8号）

室別	専決事項
秘書室	秘書及び渉外連絡に関する軽易な事項に関すること。
P R 推進室	魅力発信施策の企画及び調整に関すること。

別表第9の備考の3中「PR推進室長」を「室長」に改める。

(野田市行政改善委員会規程の一部改正)

第2条 野田市行政改善委員会規程(昭和55年野田市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、室」を削る。

(野田市職員表彰規程の一部改正)

第3条 野田市職員表彰規程(昭和55年野田市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中「室長及び部長、PR推進室長」を「部長、室長」に改める。

(野田市清掃施設建設に伴う環境整備等連絡調整会議設置規程の一部改正)

第4条 野田市清掃施設建設に伴う環境整備等連絡調整会議設置規程(昭和56年野田市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 危機管理部長

第3条第4項中第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 公共施設管理課長

(4) 管財課長

(5) 営繕課長

(野田市庁議等の設置及び運営に関する規程の一部改正)

第5条 野田市庁議等の設置及び運営に関する規程(平成9年野田市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「建設局長 市政推進室長」を「建設局長」に、「総務部長」を「総務部長 危機管理部長」に改める。

別表第3中「市政推進室長が指名する職員 PR推進室長 企画調整課長」を「秘書室長 PR推進室長 市政推進室長 交通政策室長 企画調整課長

広報広聴課長」に、「収税課長」を「収税課長 公共施設管理課長」に、

「公共施設管理課長」を「危機管理課長」に、「市民生活課長 防災安全課長 商工労政課長」を「市民生活課長 商工観光課長」に、「都市整備課長

梅郷駅西土地地区画整理事務所長 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長」を「都市整備課長」に、「高齢者支援課長」を「高齢者支援課長 介護支援課長

地域包括支援課長」に改める。

(野田市産業空洞化及び雇用問題対策本部設置規程の一部改正)

第6条 野田市産業空洞化及び雇用問題対策本部設置規程(平成14年野田市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項及び別表第2中「商工労政課長」を「商工観光課長」に改める。

(野田市情報セキュリティ委員会設置規程の一部改正)

第7条 野田市情報セキュリティ委員会設置規程(平成16年野田市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「建設局長 市政推進室長」を「建設局長」に、「総務部長」を「総務部長 危機管理部長」に改める。

(野田市不当要求行為等対策規程の一部改正)

第8条 野田市不当要求行為等対策規程(平成16年野田市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「市政推進室長 企画財政部長」を「企画財政部長 危機管理部長」に改める。

(野田市工事検査規程の一部改正)

第9条 野田市工事検査規程(平成20年野田市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第5条第1項中「PR推進室長」を「室長」に改める。

(野田市委託業務検査規程の一部改正)

第10条 野田市委託業務検査規程(平成20年野田市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第6条第1項中「PR推進室長」を「室長」に改める。

(野田市行政文書管理規程の一部改正)

第11条 野田市行政文書管理規程(令和6年野田市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「室及び」を削り、同条第2号中「所掌する課」の次に「室」を加える。

第6条第2項第2号中「市政推進室」を「秘書室」に改める。

別表中

市政推進室	野市政	を
P R 推進室	野 P 推	

秘書室	野秘書	に
P R 推進室	野 P 推	
市政推進室	野市政	
交通政策室	野交政	

改め、同表企画財政部の項中

企画調整課	野企企	を
-------	-----	---

企画調整課	野企企	に、
広報広聴課	野企広	

収税課	野企収	を
-----	-----	---

収税課	野企収	に改め、同表総務部
公共施設管理課	野企公	

の項公共施設管理課の目を削り、同項の次に次のように加える。

危機管理部	危機管理課	野危危
-------	-------	-----

別表市民生活部の項防災安全課の目を削り、同表自然経済推進部の項中

「 商工労政課 」 を 「 商工観光課 」 に改め、同表都

市部の項梅郷駅西土地区画整理事務所の目及び愛宕駅周辺地区市街地整備事
務所の目を削り、同表福祉部の項中

「 高齢者支援課 野福高 」 を

「 高齢者支援課 野福高
介護支援課 野福介
地域包括支援課 野福地 」 に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。